

警報発令時等の対応について(生徒の皆さんへ)

令和4年5月
教務課

雨の季節が近づいて来ました。警報発令時の対応について、以下の内容をよく確認しておいてください。

1. 大雨・台風時の警報(もしくは特別警報)の扱いについて

地域:「倉敷地域(ただし、倉敷市・総社市が対象なので注意)」

警報(もしくは特別警報):「暴風」・「大雨」・「洪水」・「暴風雪」・「大雪」

- ①午前6時の時点で、上記の地域に、上記の警報(もしくは特別警報)がいずれか1つでも発令されている場合は、臨時休業(休校)とする。
- ②「倉敷地域(倉敷市・総社市)」以外に住んでいる場合で、その地域に上記の警報(もしくは特別警報)が発令されている場合は、自宅待機とする。
ただし、警報(もしくは特別警報)が解除されたときは、学校に連絡し指示を仰ぐ。
- ③上記以外でも登校に危険を感じる場合は、学校に連絡のうえ、自宅待機とする。

Q & A

Q: どんな時に臨時休業になりますか?

A: 朝6時の時点で、倉敷地域(※)に、暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪の警報(もしくは特別警報)がいずれか一つでも発令されていれば、臨時休業になります。
※倉敷地域と表示されても、倉敷市か総社市に警報がない場合は授業です。

Q: 午前6時には警報が出ていないが、その後、登校前(もしくは登校中に)に警報(もしくは特別警報)が出たらどうしたらよいですか?

A: 臨時休業(休校)となります。登校中の場合は、安全に気を付けて帰宅する。

2. 警戒レベル3以上の扱いについて ※令和3年5月20日より名称に一部変更あり。

警戒レベル3「高齢者等避難」
警戒レベル4「避難指示」
学校所在地(倉敷市真備町箭田地区)

※警戒情報は、各市町村から
発令されるものです。

- ①学校所在地において「警戒レベル3」が発令されている場合は、通常通り登校とする。
ただし、保護者の判断により登校を控えさせる場合は、学校に連絡のうえ、自宅待機とする。
- ②学校所在地において「警戒レベル4」が午前6時現在で発令されている場合は、臨時休業(休校)とする。
- ③在宅地もしくは通学路において「警戒レベル3」が発令されている場合は、安全に気を付けて登校する。ただし、保護者の判断により登校を控えさせる場合は、学校に連絡のうえ、自宅待機とする。また、「警戒レベル3」以上がすべて解除されたときは、学校に連絡し指示を仰ぐ。